本号で公布された法令のあらまし

◇**東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第四一号）（内閣府本府）

1　東日本大震災、平成二三年七月二四日から八月一日までの間の豪雨による災害並びに平成二三年八月二九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を延長することとした。

2　東日本大震災に係る雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の適用期間を延長することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四十一号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項及び第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第一条　東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第七条中「平成二十四年三月十日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第二条　平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

（平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正）

第三条　平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

厚生労働大臣　小宮山洋子

経済産業大臣　枝野　幸男

告　示

○政治資金適正化委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年三月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一〇五三	坂井　武司	二四、一、九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第十五号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
一三一五	羽生　正宗	四四八六	二三、一二、二七

○法務省告示第八十一号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年三月二十四日から効力を生ずる。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

長野県南佐久郡南相木村長

青森県三戸郡三戸町長

北海道虻田郡真狩村長

北海道虻田郡喜茂別町長

○法務省告示第八十二号

大阪府羽曳野市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

大阪府羽曳野市大黒三百四十三番地乙

野里政次郎

○法務省告示第八十三号

長崎市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

長崎市伊良林二丁目六百三十番地

林　政一